

令和2年6月10日
公益財団法人献血供給事業団

会長挨拶

皆様には、日頃より本事業団をご支援いただいておりますことに、御礼申し上げます。

私は昭和42年の設立より現在に至るまで、多年に亘り血液事業に携わって参りました。その間、血液事業を取り巻く環境は、想像以上に激動してまいりました。私も血液事業推進議員連盟を立ち上げ「血液新法」の成立に関与するなど、できうる限りのことはしてきたつもりですが、厚生労働省、日本赤十字社をはじめとする関係各位のご努力で、献血制度の普及、発展がなされて参りました。本事業団と致しましても、医療機関に対する血液供給体制の充実、献血思想の普及啓発を通して発展の一助となったものと自負しております。また、平成9年9月からは東京臍帯血バンクを立ち上げ、白血病などの血液疾患の患者さんの治療にも貢献してきました。東京臍帯血バンクは平成26年3月をもってその役割を終え、日本赤十字社に業務移管することになりました。これまで多くのボランティアの方々のご協力とお母さんと赤ちゃんの臍帯血に支えていただくことで、多くの患者さんを救い、臍帯血バンク事業の発展に貢献することができましたことを心より感謝申し上げます。

現在、日本の献血制度は、世界に類が無いほど純粋な献血思想あふれた制度に作り上げられております。

日本人の心といっても過言ではないでしょう。しかし、グローバル化時代においては血液事業も単純な市場原理に流される懸念があります。私は世界に冠たる献血制度を日本の誇りとして継承していくべきだと思っております。

本事業団も、患者さんと社会からの期待に応えて、この日本人の心を安全に迅速に患者さんのもとにお届けできることを最大の誇りとして、血液事業の発展に職員一同たゆまぬ努力を続けていく決意であります。今後とも皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

（設立の経緯）

昭和37年当時、我が国における外科的手術に使用される保存血液の量（年間約60万リットル）のうち、99%は商業血液銀行が血液提供者から買い上げた「売血」により賄われていました。

このため、安全性に関する問題が国会や世論の注目を浴び、昭和39年8月、献血推進の閣議決定がなされ、日本赤十字社が全国的規模で献血の推進を行うこととなり、献血事業は飛躍的な発展を遂げました。

しかし、日本赤十字社は医療機関への保存血の配給ルートを持っていなかったため、献血由来の保存血液の大部分は商業血液銀行を経て、売血によるものと混同されて医療機関に供給されている状況でした。当時の献身体制において、供給の問題が最も立ち遅れ、献血推進の運動を妨げているのが供給の問題であると認識されるようになりました。

このような状況を背景として、日本赤十字社及び日本赤十字社 東京都支部は供給専門機関の設立に当たって必要な土地や資金等の提供を行い設立発起人等関係者の努力と相まって、昭和42年1月23日に「財団法人 献血供給事業団」が設立されました。

財団法人 献血供給事業団の設立以降、多くの商業血液銀行が製薬会社や検体の検査会社に移行するか廃業し、現在の献血制度が確立しました。

（目的）

本事業団は、血液由来製剤等を必要とする患者、医療関係者及び医療機関に対し総合的な血液供給事業を行い、献血血液による血液事業の円滑かつ適正な推進及び発展に寄与することを目的とする。

（事業内容）

1) 輸血用血液製剤の供給事業

昭和42年の設立以来、善意の献血により集められた輸血用血液製剤を必要とする医療機関の要請に応え、365日24時間体制をもって供給し続けています。令和元年度は全国で使用される輸血用血液製剤の約13%、約231万単位（「1単位」とは、200mL全血から分離された成分〈赤血球、血小板、血漿〉相当をいう。）を延べ約13万軒の医療機関に供給しました。この供給体制を維持するため、現在、都内4ヶ所の供給基地（供給部〈新宿区若松町〉、辰巳支所、立川支所、葛飾支所）に56台の緊急自動車・7台の普通自動車を配備しています。令和元年度の医療機関の要請に基づく出動回数は58,940回に達し、その内7,158回はサイレンを吹鳴しての緊急出動要請に対応しました。

2) 輸血関連器具の供給事業

輸血時には輸血セット等ろ過装置を具備した輸血用器具が必須となりますが、小規模医療機関においては輸血用器具が常備されていない事例が多く、急遽、輸血が必要となった患者が発生した際に輸血が出来ない事態を避けるため、輸血用器具等の供給を行っています。

3) 血漿分画製剤の供給事業

「献血による血液製剤の国内自給」確立を目的として、昭和48年より献血由来の血漿分画製剤の供給事業を実施し、国内献血による完全自給に向けて事業を実施してきました。

火傷等の治療に用いられるアルブミン、感染症等に用いられる免疫グロブリン製剤、血友病患者に投与する第Ⅷ(8)因子製剤等を365日24時間体制で供給可能な体制を確保しています。

4) 緊急医薬品・ワクチン等の医家向け医薬品の供給事業

当事業団は、昭和60年4月より東京都保有の国有ワクチン(ボツリヌス、ガス壊疽)の委託を受け、医療機関からの要請に応じ、供給できるようにしています。また、独自の判断により、狂犬病、蛇毒に対するワクチン・抗毒素血清類を確保しています。その他インフルエンザワクチン等の医家向け医薬品の供給を実施しています。

5) 防災事業

患者の生命に関わる、輸血用血液製剤等を災害等の非常時においても、患者の元に届けられるように、防災体制を整備しています。昭和58年7月に東京都の防災協力機関として、そして平成17年4月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき「指定地方公共機関」に指定され、東京都総合防災訓練に昭和53年から、また同訓練に併せて区市が行う地域総合防災訓練に昭和58年から毎年参加しています。更に東京都及び日本赤十字社 東京都支部との「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき千葉・神奈川・埼玉・山梨の各県所在の血液センターからの血液搬送訓練を実施しています

6) 調査研究事業

血液事業推進のため各種の調査研究を実施し、その内容について「日本血液事業学会」、「日本輸血・細胞治療学会」等に参加・発表しています。

(公益法人のガバナンスのあり方)

(1) 評議員・社員のあり方

当事業団の評議員は、基本的に血液製剤を使用する患者さんの立場を理解する方々にご就任していただく方針です。11名の評議員の内4名は行政に提言を行う患者会の代表者、弁護士、報道機関において政策提言を行ってきた方々です。また、血液事業について見識のある医師、日本赤十字社の各部門に所属されている方にもご就任いただいております。評議員会においてはそれぞれの立場で様々な議論が活発になされており、ガバナンス維持に問題はないものと思います。

(2) 役員のあり方

当事業団の理事は現在11名。そのうち、代表理事が2名(常勤1名)。理事 兼 事務局長1名(常勤)。理事の構成は本事業団の設立に関わりがある方や血液事業を実施している日本赤十字社の各部門の方、また、血液製剤を使用する立場から東京都医師会、医師の方に就任いただいております。

監事の方1名は公認会計士の資格を有する方にご就任いただいております。以前は公益法人会計に深いご見識をお持ちの著名な方にご就任いただいていたのですが、高齢のため退任されました。また、もう1名の監事の方に関しましては当事業団設立に関わった後に、現在に至るまで社会福祉等に多方面で貢献されている方にご就任いただいております。

(3) 監査体制の徹底

当事業団は会計監査人設置法人ではありませんが、監事による監査とは別に公認会計士事務所と契約し、会計監査を実施し、会計上の疑義に関して逐次ご相談・是正いただき、監事による監査前に監査報告書のご提出をお願いしています。一方、問題となるのはコストが掛ることであり、当事業団においても合理化の観点から令和元年度より監査回数を減じて対応しています。

(4) ガバナンスの自律性と透明性の確保

① 国民によるガバナンスの実効性を高める

国民によるガバナンスの実効性を高めるためには、簡単にアクセスできるため各法人のホームページ、あるいは内閣府のポータルサイトに開示する情報を、行政庁の指導により充実させる事が重要であると考えます。

② ガバナンスコード

行政庁がモデルを考え、其れを参考にして法人ごとにガバナンスコードを策定することが相応しいと考えます。

(5) 残余財産の帰属

当事業団は公益財団法人への移行前の「寄附行為」においては、解散については理事会・評議員会の現在数の4分の3以上の議決を得、かつ所管官庁である厚生労働大臣の認可を要するとし、残余財産の処分に関しても、同様の機関決定を経た後、厚生労働大臣の許可を得て、日本赤十字社に寄付するものとなっていました。

しかし、日本赤十字社は認定法第5条第17号の法人に含まれていないため移行後の定款では削除をすることになりました。

当事業団としては(ア)承認制とし、(イ)開示するべきと考えます。

公益財団法人献血供給事業団

令和2年5月1日現在

評議員

	役職	氏名		職業
1	評議員	大平 勝美	非常勤	社会福祉法人はばたき福祉事業団 理事長
2	評議員	大給 乗龍	非常勤	株式会社日赤振興会 顧問 元 日本赤十字社 総務局長
3	評議員	小松 博久	非常勤	元 公益財団法人献血供給事業団 理事長
4	評議員	笹川 善弘	非常勤	公益財団法人マリンスポーツ財団 理事長
5	評議員	中川原 米俊	非常勤	日本赤十字社 東京都支部 事務局長
6	評議員	中島 一格	非常勤	日本赤十字社 血液事業本部経営会議委員 日本赤十字社 関東甲信越ブロック血液センター 名誉所長
7	評議員	橋爪 章	非常勤	社会医療法人 弘恵会 ヨコクラ病院 医師 元 保健医療経営大学 学長
8	評議員	花井 十伍	非常勤	特定非営利活動法人 ネットワーク医療と人権 理事
9	評議員	林 いづみ	非常勤	桜坂法律事務所・弁護士
10	評議員	前野 一雄	非常勤	東京医療保健大学 客員教授 元 読売新聞東京本社 編集委員
11	評議員	湯浅 晋治	非常勤	順天堂大学 名誉教授 日本赤十字社 血液事業本部 相談役

公益財団法人献血供給事業団

令和2年5月1日現在

理事・監事

	役職	氏名		職業
1	会長 兼 理事長 (代表理事)	笹川 堯	非常勤	元 衆議院議員
2	専務理事 (代表理事)	北田 靖則	常勤	
3	理事	猪口 正孝	非常勤	公益社団法人 東京都医師会 副会長
4	理事	加藤 恒生	非常勤	日本赤十字社 東京都赤十字血液センター 所長
5	理事	後藤 明	非常勤	株式会社日赤振興会 専務取締役 元 日本赤十字社 東京都支部 事務局長
6	理事	笹川 和弘	非常勤	社会福祉法人親孝行の里 理事長 関東開発株式会社 代表取締役会長
7	理事	須藤 尚義	非常勤	元 日本赤十字社 血液事業本部経営会議委員
8	理事	田原 良三	常勤	事務局長(兼務)
9	理事	中西 英夫	非常勤	日本赤十字社 血液事業本部総括経営会議委員
10	理事	比留間 潔	非常勤	比留間医院 院長 元 都立駒込病院 輸血・細胞治療科部長
11	理事	向大野 新治	非常勤	学習院大学 法学部 政治学科 特別客員教授 元 衆議院事務局 事務総長
1	監事	吹浦 忠正	非常勤	社会福祉法人 さぼくと21 理事長 元 埼玉県立大学 社会福祉学部教授
2	監事	金本 敏男	非常勤	公認会計士 金本敏男事務所 所長

公益財団法人献血供給事業団

事業団の概要

Corporate Profile



怪我や病気で輸血が必要な時、医療機関に血液があるとは限りません。血液製剤の期限は短いもので4日間しかなく、善意で集められた献血を無駄にすることはできません。

私たちは設立から約50年間、輸血を必要とする患者さんに、24時間365日休むことなく血液を供給してきました。



確実に迅速に

すべては血液を必要とする

患者さんのために

業務内容

事業団の概要	3
設立の経緯	4
輸血用血液製剤の供給業務	5
供給体制及び供給状況	7
車両及び無線装備 その他	8
血漿分画製剤等の供給業務	9
災害等対策への取り組み	10
組織・機構	11
各部・支所	12
全血製剤・成分製剤、年度別供給推移状況表	13
沿革	14

事業団の概要

設立

昭和42年1月23日 東京都知事の許可を得て、「財団法人」として設立。

平成 2年6月21日 厚生大臣より寄附行為の変更を認可され、厚生大臣所管の「財団法人」になる。

平成23年3月25日 内閣総理大臣より認定され、平成23年4月1日に「公益財団法人」に移行。

目的

本事業団は、血液由来製剤等を必要とする患者、医療関係者及び医療機関に対し総合的な血液供給事業を行い、献血血液による血液事業の円滑かつ適正な推進及び発展に寄与することを目的とする。

事業内容

本事業団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 血液由来製剤（その代替製剤を含むものとし、以下「血液製剤」という。）等の供給
- (2) 血液製剤の需給に関する調査、研究
- (3) 医療機関への血液製剤に関する情報提供
- (4) 医療機関に対する血液製剤の適正使用のための啓発
- (5) 献血思想の普及向上のための活動
- (6) 献血血液の有効利用のための研究及び実践
- (7) その他本事業団の目的を達成するために必要な事業



昭和37年当時、わが国における外科的手術に使用される保存血液の量は、年間約60万リットルに達し、このうち99%は商業血液銀行が血液提供者から買い上げた売血によるものでした。度重なる採血による血液提供者の健康問題及び売血を輸血された患者の血清肝炎罹患など、安全性に関する問題が国会においても問題化され、さらに、マスコミの報道により世論の注目を浴びることとなりました。

昭和39年8月、献血推進の閣議決定により、日本赤十字社が全国的規模で献血の推進を行うこととなり、日本赤十字社の努力と理解ある民間有志の協力により、当初2.7%の使用率であった献血が、昭和40年においては22.0%を占めるまでになる飛躍的な発展を遂げました。しかし日本赤十字社は医療機関への保存血液の配給ルートを持っていなかったため、日本赤十字社で作られている保存血液の大部分は商業血液銀行の手を経て、売血によるものと混同されて病院に供給されていました。

献血による血液はその質的価値からも、また献血者の善意に応えるうえからも、売血のものと混同されることなく、独自の供給機関によって行われるべきもので、当時の献身体制において、最も立ち遅れ、献血推進の運動を妨げているのが供給機関の問題であると認識されるようになりました。

意義ある血液事業を補完し、献血者の善意に応えるうえからも、日本赤十字社及び新団体の設立発起人の有志により、献血思想の普及と保存血液の円滑な供給のために、財団法人が設立されることが決定されました。これを受けて日本赤十字社及び日本赤十字社東京都支部は供給専門の団体の設立にあたって必要な土地、建物、車両及び資金の提供を行い、設立発起人等関係者の努力と相まって「財団法人 献血供給事業団」が設立されることとなりました。

昭和41年12月財団法人の設立総会が開催され、昭和42年1月、東京都より財団法人の設立許可を受け、同年2月仮事務所を日本赤十字社東京都支部内に開設、同年4月1日業務を開始し、東京都内の輸血用血液は本事業団が供給することとなりました。



輸血用血液製剤の供給業務

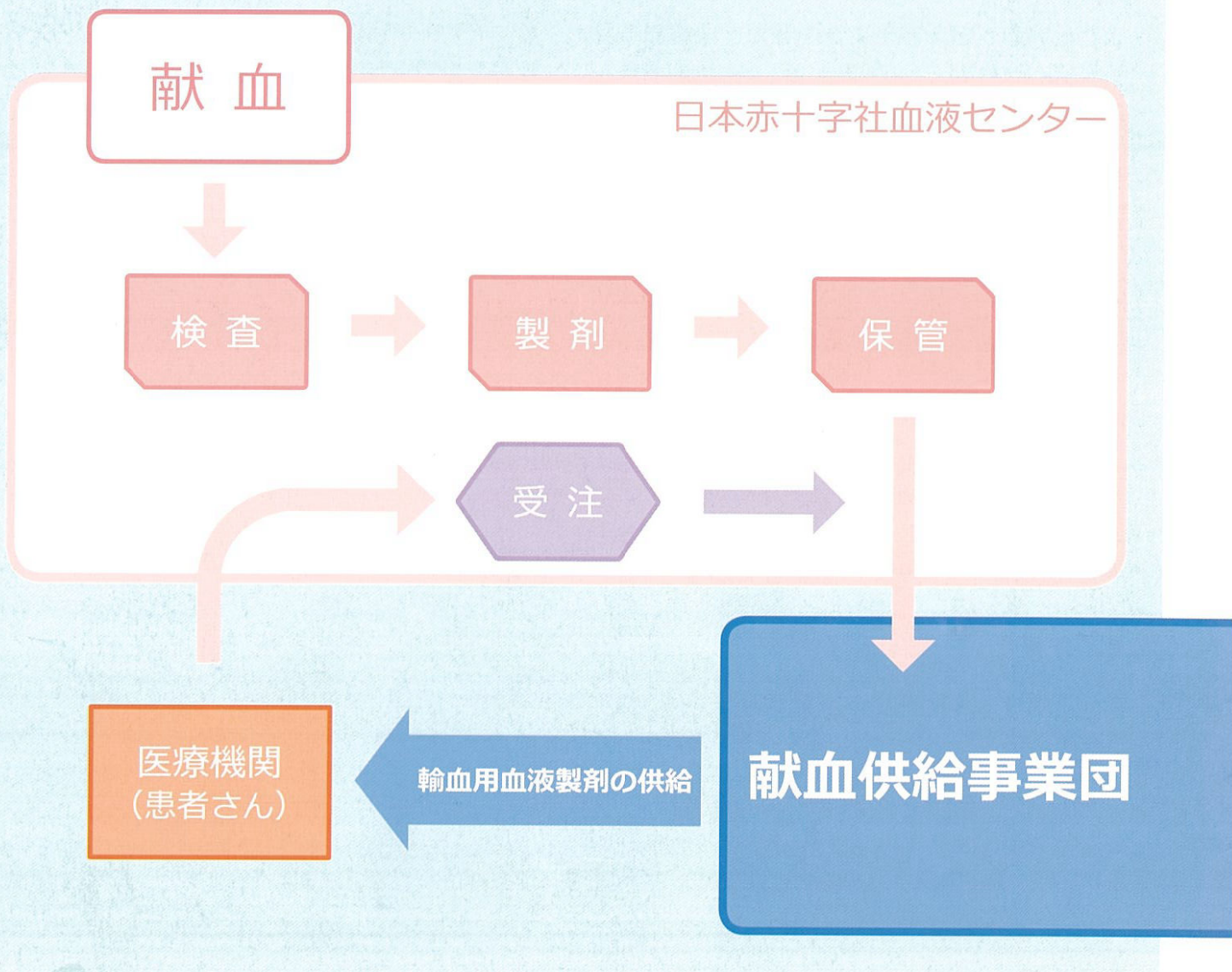
輸血用血液製剤の供給業務

東京都内の医療機関に24時間体制で輸血用血液を供給するために、都内4箇所の供給基地に56台の緊急血液供給車を配備しています。

平成27年度は、約239万単位（単位換算）の輸血用血液を延べ約13万件の医療機関に供給し、この供給単位数は全国で使用される血液の約13%にあたります。

また、医療機関の要請に基づく供給出動回数は、57,186回（月平均4,765回）に及び、このうち7,833回（月平均653回）の緊急出動要請に対応しました。

献血から患者さんまで



供給業務の流れ

1



輸血用血液製剤の準備

医療機関から発注された内容に従い、血液製剤を準備し、内容に間違いがないかを確認し、血液製剤を受け入れます。

2



梱包作業

保管温度の異なる血液製剤が、搬送時においても適正温度に保たれるよう製剤の種類ごと、医療機関ごとに分けて供給バッグに収納します。

3



供給コースの選定

各方面へ1日3便の定期便に加え、緊急出動等の要請がある為、医療機関の要請に応じて供給コースを選定します。

4



出動前照合

出動直前には、定められた時刻通りに出動できるように職員が全員で協力し、準備に不足がないように相互に照合・点検を行います。

5



供給出動（緊急出動・普通出動）

輸血を必要とする患者さんに、迅速、確実に血液製剤をお届けします。

6



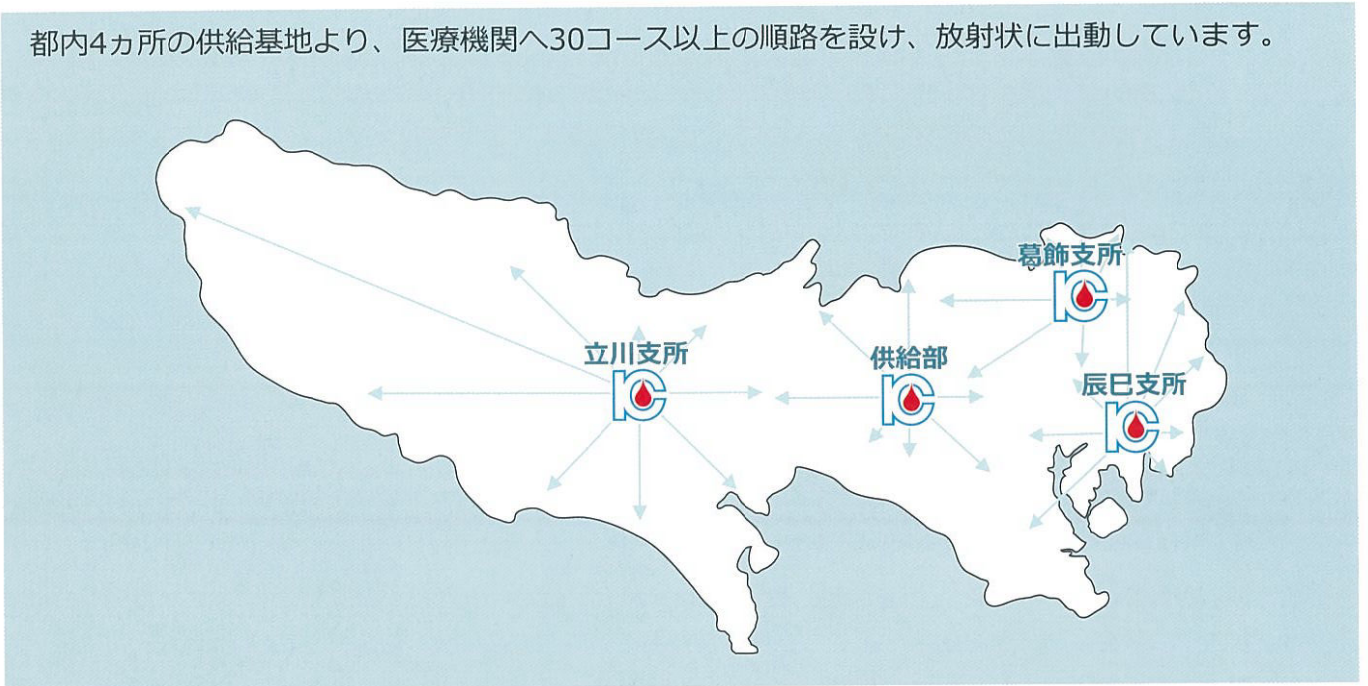
医療機関（輸血）

医療機関に到着した血液製剤は交差適合試験等の手順を経て患者さんに輸血されます。

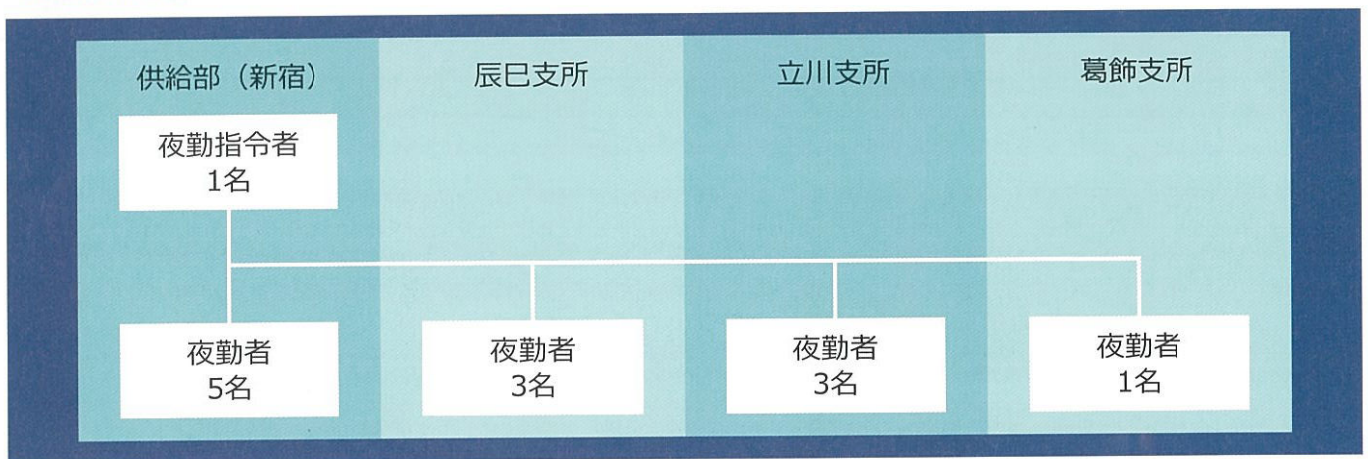
供給体制及び供給状況

出動体制

都内4カ所の供給基地より、医療機関へ30コース以上の順路を設け、放射状に出動しています。



夜勤体制



輸血用血液製剤の供給状況

平成27年度実績

	輸血用血液製剤 の供給単位数	医療機関 供給軒数	出動回数		
			普通走行 出動回数	緊急走行 出動回数	合計出動 回数
合計	2,390,120	130,063	49,353	7,833	57,186

車両

車両台数74台（緊急血液供給車両:56台 普通車両:18台）

	本部	供給部	辰巳支所	立川支所	葛飾支所	血漿分画 促進部	埼玉 出張所
緊急車両	-	23	13	15	5	-	-
普通車両	1	2	3	1	1	7	3

無線装備

広域デジタル無線機（MCA 無線） / GPS システム搭載

基地固定局：8箇所 / 移動局：70台（血液供給車等：64台、防災用携帯機：6台）

全部署に広域デジタル無線機を設置し、出勤中の車両への指示伝達は、緊急依頼などの対応を瞬時に行えるよう広域デジタル無線を装備しています。災害発生時にも、安定した通信が確保されます。

また、GPS システムにより、指令者が出勤中の各車両の現在地を、モニターに表示される地図上で瞬時に把握し、次便のコースの選定を行っています。



供給バッグ、保温・保冷資材

血液製剤の保管温度は、赤血球製剤：2～6℃、血小板製剤：20～24℃、新鮮凍結血漿：-20℃以下と規定されているため、専用の供給バッグと保温・保冷資材で温度管理をして、医療機関に供給しています。供給バッグについては、酷暑期と酷寒期に定期温度測定を実施し、安全性を確認しています。

供給バッグには断熱性能の高い真空断熱材、または、高性能フェノマボード断熱材を用いています。赤血球製剤は、-11℃の保冷剤、伊豆大島などの島嶼への搬送などには赤血球保冷剤Ⅲ型を併用しています。血小板製剤は22℃で保管した保温剤を使用し、新鮮凍結血漿についてはドライアイスを使用し、温度管理をしています。



血漿分画製剤等の供給業務

血漿分画製剤供給のあゆみ

昭和48年（1973年）より、東京都内の医療機関を中心に日本赤十字社が製造した血漿分画製剤（血液中の血漿から患者さんの治療に必要な血漿タンパクを分離精製した製剤）の供給を開始し、四十有余年に亘って国内の献血から製造された血漿分画製剤による国内自給の達成を目指して活動しています。業務開始当初は、主にアルブミン製剤とグロブリン製剤について国内自給活動を進めていましたが、昭和58年（1983年）に日本赤十字社血漿分画センターが本格稼働したことを契機に、血液凝固因子製剤を含めた総ての血漿分画製剤の100%国内自給へ向けての取り組みをより一層強化しました。

厚生省（当時）が設置した新血液事業推進検討委員会第一次報告を受け、寄附行為を変更して平成2年（1990年）6月に厚生大臣所管の財団法人となりました。

科学技術の進展によって、血液のみを原料として製造していた血液凝固因子製剤が遺伝子組み換え技術で製造されるようになり、患者さんのQOL向上に貢献すべく血漿由来製剤と同様に遺伝子組み換え製剤の供給にも取り組んでいます。

献血血液による国内自給の達成と安定供給を目指して、平成24年（2012年）に日本赤十字社の血漿分画事業部門と田辺三菱製薬グループの（株）ベネシスが統合して一般社団法人日本血液製剤機構が設立されました。今後もメーカー協力のもと国内自給達成に向けて更なる歩みを進めていきます。

国有ワクチン・緊急医薬品・ワクチン類の供給

24時間体制で血液製剤等を供給していることから、国有ワクチン（「乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（多価）」および「乾燥ガスエソウマ抗毒素」）を東京都福祉保健局の要請に基づいて備蓄し、東京都内の医療機関へ迅速に供給する体制を整えています。

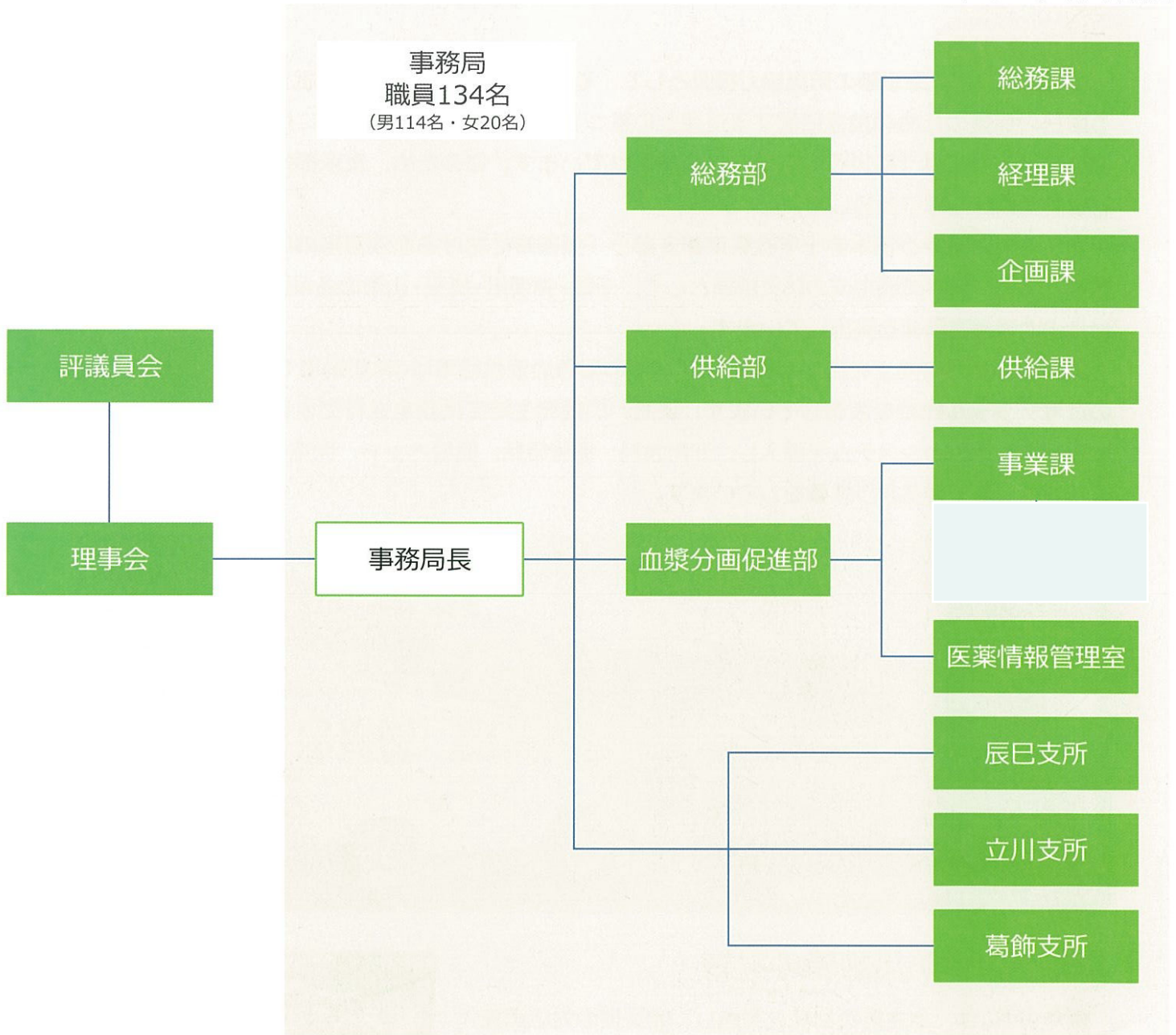
受傷後直ちに患者さんへ投与することが必要な緊急医薬品類（「抗破傷風人免疫グロブリン」、「組織培養不活化狂犬病ワクチン」、「乾燥はぶウマ抗毒素」、「乾燥まむしウマ抗毒素」等）を東京都及び埼玉県の営業所に在庫しており、医療機関からの依頼により直ちに供給できる体制をとっています。また、公衆衛生上の必要性からインフルエンザワクチン等の通常ワクチン類も一部取り扱っています。

輸血用器具類の供給

輸血用血液の供給とともに輸血用器具類の供給もあわせて行っています。輸血の際に使用される輸血セットを始め、大量輸血時等に使用される微小凝集塊除去用フィルターやカリウム吸着除去用フィルター並びに自己血輸血等で使用される採血バッグ等の各種輸血器具類の供給を通じて、より安全な輸血に寄与しています。

組織・機構

平成28年7月1日現在



本部（総務部） 〒180-0023 東京都武蔵野市境南町1丁目26番1号 TEL0422(39)5771(代) Fax0422(32)8181
 供給部 〒162-0056 東京都新宿区若松町12番2号 TEL03(3200)0711(代) Fax03(3209)3371
 辰巳支所・血漿分画促進部 〒135-0053 東京都江東区辰巳2丁目1番67号 TEL03(5534)1073(代) Fax03(3521)1062

立川支所 〒190-0014 東京都立川市緑町3256番 TEL042(521)1335(代) Fax042(521)1330
 葛飾支所 〒125-0061 東京都葛飾区亀有5丁目14番15号 TEL03(3620)1333(代) Fax03(3629)5051

昭和58年7月に東京都の防災協力機関として、そして平成17年4月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき「指定地方公共機関」に指定され、辰巳支所及び立川支所には「防災行政無線」が設置されています。このため、東京都総合防災訓練、地域総合防災訓練に毎年参加しています。

さらに東京都及び日本赤十字社東京都支部と「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき事業団主催の防災訓練として、千葉・神奈川・埼玉・山梨の各県所在の血液センターからの血液搬送訓練を実施しています。┌

災害対応能力の向上を目指し、56台すべての緊急血液供給車は4輪駆動車であり、GPS機能付の広域デジタル無線を装備しています。また、災害発生時に業務を遂行できるよう、職員の安否を確認するためのシステムを導入し、非常食料、衛星電話、簡易ベッド、発電機、投光器など様々な状況に対応できるよう準備をしています。



事業団自主防災訓練の実施

例年9月には、自主防災訓練を実施し、発災型の対応訓練として、非常呼集訓練及び各被害想定に基づいた実践的な情報伝達及び血液供給の訓練を実施しています。

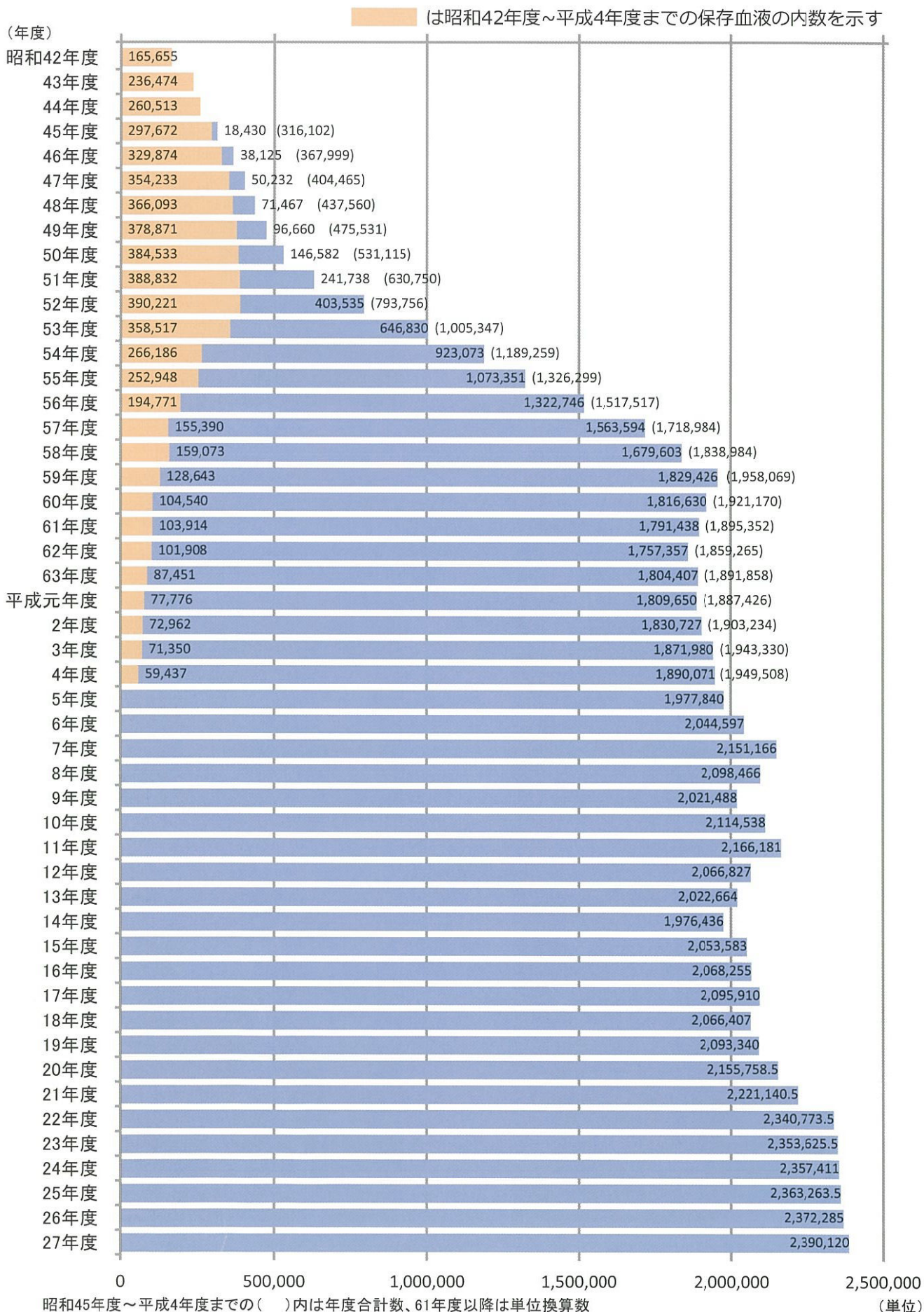


東京都合同総合防災訓練への参加

東京都総合防災部の要請の基づき、平成27年度は東京都・立川市合同総合防災訓練に参加し、都、区、各防災機関との連携の強化及び地域防災力の向上を図っています。



全血製剤・成分製剤、年度別供給推移状況表



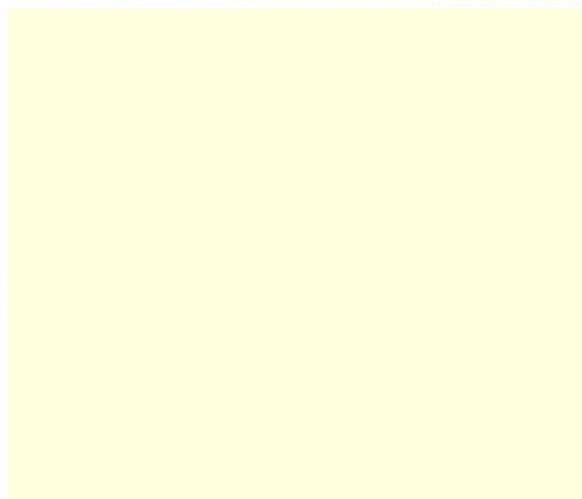
本部（総務部）



供給部



辰巳支所・血漿分画促進部



立川支所



葛飾支所



- 昭和 42 年 1月 「財団法人献血供給事業団」の設立が許可される
- 2月 日赤東京都支部 3階に仮事務所設置
- 3月 渋谷区日本赤十字社中央血液センター構内に新事務所を移転
- 4月 午前0時供給開始。第1号は東大病院へ供給
- 6月 葛飾赤十字血液センターが開設され、事業団職員2名を派遣、同地区の供給業務を担当させる
- 8月 東京都赤十字血液センターの増築工事が終了し、事業団武蔵野支所を開設
- 10月 事業団葛飾出張所開設
- 昭和 43 年 1月 検査室が独立
- 3月 港区西麻布、加藤ビル3階に役員室、総務課、事務室を移転
- 4月 東京都大田血液センター開設、事業団職員2名を派遣、同地区の供給業務を担当させる
- 10月 板橋区都立豊島病院内に事業団城北出張所を開設
- 昭和 51 年 5月 本部業務部を新設
- 昭和 52 年 3月 事業団駒込派出所（都立駒込病院内）開設
- 6月 本部業務部、仮設プレハブ事務所（旧日赤産院渋谷区広尾4-1-40）に移転
- 昭和 53 年 3月 八王子市石川出張所内に八王子派出所を開設
- 本部事務所（中央血液センター供給棟（地下1階、地上3階））に役員室、総務課、業務課が移転
- 昭和 55 年 5月 八王子支所開設（八王子派出所を八王子市に返還）
- 昭和 56 年 8月 事業団駒込支所開設
- 昭和 58 年 4月 葛飾支所新築建物にて業務開始（東京都葛飾赤十字血液センター内から移転）
- 6月 武蔵野支所事務所移転・業務開始（東京都赤十字血液センター内）
- 昭和 59 年 12月 事業団大田支所開設（東京都大田赤十字血液センター内）
- 昭和 61 年 3月 事業団町田出張所開設（町田市福祉会館内）
- 4月 事業団城北支所開設・業務開始（都立豊島病院内より移転し、出張所から支所に改称）
- 11月 事業団町田出張所移転（町田市せりがや会館内へ）
- 昭和 62 年 12月 本部業務部移転（中央血液センター供給棟から中央血液センター建物（増築）1階へ）
- 平成 元年 4月 業務部を供給部と事業部に分割し、供給部に供給課と検査室、事業部に事業課を設置
- 平成 2 年 6月 主務官庁変更（東京都許可から厚生省認可）
- 平成 3 年 6月 事業団葛飾支所移転・業務開始（東京都東赤十字血液センター新築建物内）
- 12月 町田出張所新事務所（町田市図師）に移転
- 平成 4 年 4月 事業部を第一事業部・第二事業部に分割、それぞれに事業課を設置
- 11月 分画製剤販売基地用建物（東京流通センター）完成
- 第二事業部事務所移転（東京流通センター）
- 平成 5 年 11月 第一事業部を東京事業部、第二事業部を関東事業部に改称
- 平成 6 年 6月 城北支所を城北出張所に改称。八王子支所を東京都西赤十字血液センター内に移転し、立川支所に改称。旧八王子支所は閉鎖
- 平成 7 年 3月 茨城出張所開設（関東事業部所管）
- 平成 8 年 4月 埼玉出張所開設（関東事業部所管）
- 10月 検査室を医薬品情報管理室に改称
- 平成 9 年 12月 臍帯血事業課（総務部所管）を新設
- 平成 10 年 5月 庶務課を総務課に改称
- 平成 12 年 11月 企画課（総務部所管）を新設
- 平成 13 年 4月 大田支所を大田出張所に改称
- 7月 城北出張所閉鎖
- 平成 15 年 10月 医薬品情報管理室を医薬情報管理室に改称。（供給部所管から東京事業部所管に変更）
- 平成 16 年 4月 関東事業部移転（東京流通センターから立石建物（旧葛飾支所）へ）
- 5月 臍帯血事業課を臍帯血事業部に昇格改称し、部内に事業課を設置
- 臍帯血事業部移転（本部から東京流通センターへ）
- 平成 18 年 5月 大田出張所閉鎖。施設を東京都赤十字血液センターへ返却
- 6月 事業団本部江東区辰巳に移転・業務開始
- 事業団渋谷支所開設（渋谷区鶯谷）・業務開始
- 茨城出張所閉鎖
- 平成 19 年 3月 武蔵野支所並びに関東事業部事業課埼玉出張所閉鎖
- 4月 関東事業部移転（立石建物から旧埼玉出張所へ）
- 部署名改称（東京事業部を首都圏分画促進部に、関東事業部を広域分画促進部に、臍帯血事業部を東京臍帯血バンク部に）
- 10月 町田出張所閉鎖
- 11月 葛飾支所閉鎖
- 平成 23 年 4月 内閣総理大臣より認定されたことにより、「公益財団法人」に移行
- 平成 24 年 2月 事業団本部総務部移転（東京都赤十字血液センター 武蔵野出張所へ）
- 平成 25 年 4月 部署名改称（首都圏分画促進部を血漿分画促進部に、広域分画促進部を血漿分画促進部事業課埼玉出張所に）
- 平成 26 年 3月 東京臍帯血バンク事業終了
- 平成 27 年 12月 供給部を新宿区若松町に移転、辰巳支所を開設、渋谷支所を閉鎖
- 平成 28 年 6月 葛飾支所を開設、駒込支所を閉鎖



昭和42年1月 設立記念祝賀会



昭和50年当時の供給職員



昭和63年 宮内庁病院への供給



平成10年 東京都渋谷区合同総合防災夜間訓練



献血で助かる命がある



献血供給事業団は平成29年1月で50周年

